

はなぶさクリニック

指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、はなぶさクリニックが開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援者にある者（以下「要介護者等」という。）で、主治医が訪問看護等の必要性を認めた者に対し、適正な訪問看護等を提供し、自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、要介護者等の心身状態に応じた適切な訪問看護を行い、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び地域の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 名称：はなぶさクリニック
- 2 所在地：熊本県菊池郡大津町引水196番地19

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数配置する。但し、業務管理上支障がない場合は、はなぶさクリニックの他の職務に従事することができるものとする。

介護予防) 訪問看護計画書及び(介護予防) 訪問看護計画書を作成し、訪問看護等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日:月曜日から土曜日 但し国民の祝日、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間:月・火・水・金曜日は9時から18時、木・土曜日は9時から13時までとする。

2 営業日・営業時間において、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪などによる清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- 3 褥瘡の予防・処置
- 4 体位変換
- 5 カテーテル等の交換・管理
- 6 家族その他の介護者に対する指導
- 7 その他必要な事項

(利用料その他の費用)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、以下のとおりとする。

- 1 利用料の額は、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 駐車場がない等、有料駐車場を利用する必要がある場合は、駐車料金の実費を徴収する。
- (3) 死後の処置料は5,500円(税込)とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大津町、菊陽町、西原村、益城町、熊本市東区とする。

ただし事業所から半径16km圏内とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応方法)

第10条 事業者は、利用者に対するサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険へ加入する。

(虐待防止のための措置)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
 - 2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 4) 虐待の防止に関する担当者を置く。
- 2 事業者は、訪問看護等の提供に当たり、当該事業所の従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染対策)

第12条 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のため、以下の措置を講じる。

- 1) 院内感染対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- 2) 院内感染対策のための指針を整備する。
- 3) 従業員に対し、院内感染対策のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 4) 院内感染に関する担当者を置く。

(身体拘束の適性化)

第13条 事業所は、身体拘束を緊急やむを得ない場合を除き原則実施しない。

- 1) 身体的拘束の適性化に取り組むにあたって委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知する。
 - 2) 身体拘束適性化のための指針を整備する。
 - 3) 従業員に対し、身体拘束適性化のための研修を定期的実施する。
 - 4) 身体拘束適性化に関する担当者を置く。
- 2 事業者は、緊急やむを得ず身体的拘束を実施せざるを得ない場合、拘束が必要となる理由、拘束方法、

拘束の時間帯及び時間、特記すべき心身の状況、拘束開始及び解除の予定を、本人または家族に説明し書面にて同意を得る。

(業務継続計画の策定)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(成年後見制度の活用支援)

- 第15条 事業者は、適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(相談・苦情対応)

- 第16条 事業者は、訪問看護等の提供に係る利用者からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、訪問看護等の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会の応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した訪問看護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に

協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 18 条 その他運営についての重要事項は、次のとおりとする。

- 1 事業者は、従業員の資質向上を図るために研修の機会を設ける。
- 2 従業員は、職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から 5 年間保存するものとする。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 1 日一部改訂。

令和 6 年 3 月 22 日一部改訂。